



平成 30 年 11 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 アトラエ
代表者名 代表取締役 新居 佳英
(コード番号：6194 東証第一部)
問合わせ先 ADMプロジェクト 田宮 圭一郎
TEL. 03-6435-3210

当社取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下「本議案」という。）を平成 30 年 12 月 14 日開催予定の第 15 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

当社は、従業員がより早期に株式を保有して株主の皆様と同じ目線で職務を遂行することができるよう、全従業員（アルバイトを除く。）に特定譲渡制限付株式を付与することが当社の目指すべき組織論に最も適すると判断し、平成 28 年 11 月を第 1 回目、平成 29 年 11 月を第 2 回目として、全従業員（アルバイトを除く。）に対する特定譲渡制限付株式の発行をそれぞれ行ってまいりました。取締役（社外取締役を除く。）については、これまでは特定譲渡制限付株式の付与の対象とはしていませんでしたが、今般、役員報酬制度を見直し、取締役（社外取締役を除く。）に対しても特定譲渡制限付株式を付与することが、従業員との一体感を高めるとともに、中長期的な企業価値向上へのインセンティブをより高めることに資すると判断し、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入することにいたしました。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して特定譲渡制限付株式の交付のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、当社の取締役の報酬額は、平成 29 年 12 月 15 日開催の第 14 期定時株主総会において、年額 90,000 千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分

給与を含まない。)とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の各報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに特定譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額 20,000 千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)といたします。

本制度により新たに発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年 10,000 株(ただし、本株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)以内といたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、①対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得することなどをその内容に含む契約を締結するものといたします。対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が SMBC 日興証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上